

# 消費税の届出はお済みですか？

## 新たに課税事業者になる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」（基準期間用）を提出する必要があります。

## 平成26年分において課税事業者となる方

平成24年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成26年分は消費税の課税事業者に該当します。



基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

平成26年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、**平成25年12月31日までに**、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

## 簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入れ率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

※簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。

なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

## 注意事項

- 課税事業者の方は、**消費税法に基づく帳簿の記載が必要**です。
- 一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）は、**課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。**

※ 消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご覧ください。か、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

※ 「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))でご確認ください。

## 放送大学4月入学生募集

創立30周年を迎えた放送大学は、テレビ等の放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま、平成26年4月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

### 募集する学生の種類

#### ○ 教養学部

- ・ 科目履修生（6か月在学し、希望する科目を履修）
- ・ 選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）
- ・ 全科履修生（4年以上在学し、卒業を目指す）

#### ○ 大学院

- ・ 修士科目生（6か月在学し、希望する科目を履修）
- ・ 修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

出願期間 平成26年2月28日まで

資料請求（無料）・お問い合わせ

放送大学新潟学習センター

☎ 025-228-2651

〒951-8122

新潟市中央区旭町通1番町754

